

平成29年 5月22日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
7番	石橋	義博	20番	中島	富定
8番	伊井	渡	21番	森	茂生
9番	牛島	孝之	22番	栗山	徹雄
10番	萩尾	洋	23番	井上	賢治
11番	角田	恵一	24番	松崎	辰義
12番	服部	良一	26番	川口	誠二
13番	中島	信二			

2. 欠席議員

25番 樋口 安癸次

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	牛島	義光
事務局 参事兼次長	古賀	安博
主 任	服部	敬
書 記	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
税 務 課 長	堤 英利子
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
子育て支援課長	平 島 英 敏
文化振興課長	持 丸 末 喜
人権・同和政策課長	城 後 徳 博
建 設 課 長	山 口 英 二
上下水道局長	溝 上 啓 之
人権・同和教育課長	橋 本 秀 樹
黒木支所長	井 上 秀 樹
立花支所長	井 上 武 明
上陽支所長	井 上 明
矢部支所長	江 田 秀 博
星野支所長	江 頭 弘 之

議事日程第1号

平成29年5月22日（月） 開会・開議 午前10時

日 程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案上程・説明
- 第4 議案審議
 - 報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）
 - 報告第3号 専決処分について（事故による損害賠償）
 - 議案第50号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）
 - 議案第51号 八女市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第52号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（川口誠二君）

おはようございます。クールビズの取り組みにより、上着、ネクタイの着脱につきましては、議員並びに執行部とも御自由にお願いをいたします。

お知らせいたします。お手元に説明員名簿、提案理由書及び会期日程（案）を配付いたしておりますので、御了承願います。

なお、樋口安次議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は25名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回八女市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定によりお手元に配付いたしておりますの

で、御了承願います。

日程第1 会期の決定

○議長（川口誠二君）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（川口誠二君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において12番服部良一議員、14番吉田達志議員を指名いたします。

日程第3 議案上程・説明

○議長（川口誠二君）

日程第3. 議案の上程を行います。

市長より報告2件、議案3件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読を省略し、報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）から議案第52号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）まで、計5件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日は、平成29年第2回の八女市議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、今臨時会に提案いたします案件は、報告2件及び議案3件でございます。

ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号、八女市吉田で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における車両物損事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分手項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、平成29年3月14日午後4時20分ごろ、旧岩戸山歴史資料館駐

車場にバックで駐車しようとした際に、誤って駐車中の車両に接触し、損害を与えたものでございます。

相手方との交渉の結果、車両損傷の損害賠償金として、82,639円を支払うことで示談が成立し、賠償金の支払いを行いました。

報告第3号、八女市蒲原で発生した市道穴ぼこ事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、穴ぼこによる車両物損事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分手項の指定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、平成29年4月17日午後5時30分ごろ、市道亀甲今福線の八女市蒲原1931番地先を普通乗用車で走行中、市道の穴ぼこに落ち、車両を損傷したものでございます。

相手方との交渉の結果、車両損傷の損害賠償金として、103,809円を支払うことで示談が成立し、賠償金の支払いを行いました。

議案第50号、八女市税条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、軽自動車税におけるグリーン化特例について、対象を重点化した上で2年間延長すること、保育の受け皿整備の促進のため、家庭的保育事業などに係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合を規定することなど、所要の改正を行ったものでございます。

なお、本改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分をしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第51号 八女市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、今年度から1日最大給水量を1,000立方メートル増量したことに伴い、福岡県へ水道事業経営変更認可の申請を行う必要が生じたため、あわせて計画給水人口の見直しを行い、3万6,300人に変更するものでございます。

議案第52号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、98,960千円を追加し、総額は101,007千円となります。

補正の内容につきましては、平成28年度の決算見込みが赤字になることが確実でございますので、平成29年度会計から繰り上げ充用をお願いするものでございます。

赤字の理由といたしましては、平成27年度への繰り上げ充用及び貸付償還金の未収入でござ

ざいます。

以上で全議案の説明を終わります。

議会におかれましては、十分御審議いただきまして、原案どおりに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川口誠二君）

市長の説明は終わりました。

以上で議案の上程を終わります。

日程第4 議案審議

○議長（川口誠二君）

日程第4. 議案審議を行います。

報告第2号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○9番（牛島孝之君）

毎議会ごとに専決処分として出ておりますけれども、相手方の損害賠償金は出ております。当然こちらの車両についても費用がかかっておりますが、その費用額と、総務部長にも議会ごとに聞いておりますが、やはりこういう専決処分が毎議会ごとに出ております。これについて根本的に、職員教育はしてあると思っておりますけれども、やはりどこかで罰則規定——罰則規定といたしますか、何らかの処分をしない限りなくならないんじゃないかと思っておりますけれども、以前も聞きましたが、今から先どのようにされるのか、お願いたします。

○総務課長（馬場 解君）

公用車の損害については、私のほうからお答えさせていただきます。

公用車の被害につきましては、49,939円ということでございます。

○総務部長（江崎 順君）

職員に対する対応についてでございますけれども、このたび、また今回も交通事故に伴う損害賠償について報告させていただくことになりまして、大変申しわけなく思っております。例えば、職員に対する処分とか、そういった話になってまいりますと、今までも答弁申し上げておりますとおり、故意とか重過失でない限りはできないということになります。今までも事故を起こした者に対する研修でありますとか、あと、昨年度から行っておりますけど、全職員に対して研修を行ったりとか、今年度も今のところ30代の職員が対象、あと、ことし入りしました新採の職員、若い職員が運転することが多いということで、新採の職員も対象にして研修を行ったりしているところです。

また、全庁的な取り組みとして、「交通事故ゼロ」というスローガンを掲げて全庁的な取り組みを行っているところでございます。今後とも、そういった取り組みを地道にやっ

くことによって、交通事故を限りなくゼロに近づけるように取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

こういうふうに、専決処分の中に相手方に対する損害賠償金というのが金額として出てきますけれども、要するに、市の所有する車両の金額については質問しないと出てきませんが、今後は、相手方損害賠償金幾ら、こちら側幾らと、それについてはどう考えられるのか、お聞きします。

○総務課長（馬場 解君）

こちら側の損害に対する説明ということでございますけれども、この報告の内容としましては、相手方に対する損害賠償についての専決処分という報告でございますので、この中にこちら側の損害額を入れるのは、ちょっとどうかと思いますけれども、添付しております資料に、そこに表示する、そういった形での検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

こちら側の車両の負担金というのは、当然税金の一部ですので、毎度毎度聞かなくてもわかるように、できればそうしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分をしたときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第3号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○18番（三角真弓君）

こういう市道穴ぼこの事故というのは、今までも何回もあっております。それで、今回金額も大きいんですけど、具体的にこの事故の内容、どのような車の損傷があったのかという具体的な内容をお願いしたいと思います。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

資料として示談書をつけさせていただいておりますけれども、内容につきましては、平成29年4月17日の夕方5時30分、この日はちょうど大雨警報が出ていまして、市内につきまし

ては、この時間帯すごい豪雨でございました。そういう中で、普通乗用車で市道を通ってあるときに、穴ぼこ——直径が30センチで、深さが四、五センチの穴ぼこでございますけれども、そこにタイヤが落ち込んだということで、状況としましては、今回の場合は穴ぼこといえますか、舗装の破片がタイヤで巻き上がって車体の下に入り込んで、車のホイールとサイドステップといいまして、下側の部分をその破片で損傷をしたという事故の内容でございます。

○18番（三角真弓君）

日ごろよく感じるんですけども、この穴ぼこは、市のほうに何とかしてくださいという苦情なり市民の皆さんの要望というのが事前にあった場所なんですかね。

○建設課長（山口英二君）

この箇所につきましては、地元から側溝整備の要望が出ておった箇所でございますけれども、穴ぼこについては要望があった箇所ではございません。ただし、前後の舗装もかなり傷んでおりますので、市としましては、今後行います側溝整備とあわせて舗装の修繕も行うようにしておった計画の箇所でございます。

○18番（三角真弓君）

道路のいろんな要望は、区長さんあたりなんか建設課のほうに出されておりますけれども、ちょっとした、こういった穴ぼこかは結構市内を回っていると感じるのが多いんですね。例えば、ここの補修をしてくれと言われてしてもらっても、ちょっと先に同じようなところがあっても、そこは頼んでいないからということでそのままの状態になったりとかいうのが結構個人的に感じるのが多いんですね。

それで、道路のことは予算もありますし、区長さんたちが要望を出して計画的にそういった大がかりな補修なんかはされておりますけれども、今後よければ管理班のほうでも各地域を、順番を決めてでも、市のほうから事前にそういうところはないかなという、要望が出ていなくても、やはり結構道路事情というのはよくないなと感じるところが多いですので、今後はそういう検討をぜひしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○9番（牛島孝之君）

先ほど質問されましたように、要望書というのは行政区長を通じて、どこどこ道路改良とか、先ほど言われましたように側溝整備とか出ますけれども、その場合に、当然現場写真とかつけられますけれども、なかなか現場写真と現地がぴったりということが、ある程度遠くから写しますので、小さなところは見えないと思うんですよ。年間どのくらいの要望があって、当然写真を添付されておると思いますが、年間に出された要望については道路係あたりで現地を見に行かれて、先ほど言われましたように、出ているのはここだけでも、

ああ、先もせにやいかんとか、そういうふうなこと、まず年間何件くらい出ていますか。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

年間の要望の数につきましては、ちょっとこの場で把握はできておりませんが、穴ぼこ、道路のふぐあい等の箇所につきましては、各行政区の区長さん、それから職員から通報をもらうようにしています。これで大体、年間400件とか500件の穴ぼこなり道路のふぐあいの箇所の報告が上がってきますので、その分につきましては建設課なり施設管理班のほうで現場点検を行いまして、補修を行ってきているような状況でございます。あわせて、当然要望が出された箇所だけでなく前後も含めて職員によって確認して、必要であればあわせて補修をするなりという対応を現在とっております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

県になりますと、道路管理ということで黄色い車が回っております。恐らく市になると建設係、管理係とありますけれども、なかなかそれに人員が割けない、できないということがあると思いますので、やはり先ほど言われましたように、職員の方も各地域から本庁に来てありますので、できれば徹底して、通勤途中でも立ちどまって、場所はここだよということを徹底していただくようにお願いします。

以上で終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分をしたときは、同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第50号 専決処分について（八女市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（森 茂生君）

まず最初にお伺いしますが、前置きに説明資料を出していただいております。しかし、今回提案理由の説明をされましたけれども、個人の市民税関係がきょうの提案理由の説明ではなかったわけです。以前の説明資料の中には、個人市民税関係ということで上場株式の説明がございました。きょうはなかったんですけれども、載せなくていいような軽微なものだったのか、お伺いをします。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおりに、市長のほうの提案理由の中にはその部分を載せておりませんでしたけど、平成28年の12月議会より、議員の指摘等もございまして、この資料2というものをつけるということにしましたので、こちらのほうがわかりやすいのではなかろうかという判断で外しております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ですから、ここに、きょうの正式なものに出てこないということは、この改正によってさほど影響がないのか。というのは、ここに書いてありますように、上場株式等となっています。こういう取引関係の、ほかにもいっぱいあるんでしょうけれども、上場株式のことについては八女市の場合はほとんど改正による影響はないのか、ほとんどないのか、あるいは相当あるのか、そこら辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○税務課長（堤 英利子君）

この資料のほうに書いております上場株式等の配当等についてという部分につきましては、さほど影響はないかと思えます。

この部分を少し解説させていただきますと、こういう上場株式等の配当は、通常は申告等を必要とせず分離課税となるわけなんですけど、総合所得の低い方では、改めまして申告されたほうがそれに係る税金が安くなったりという部分がございます。申告されると、通常でしたら、それが例えば国民健康保険税の方でしたら、国民健康保険税の税額を決定するのに対象となる総合所得になるわけなんですけど、ここに書かれておりますのは、所得税では申告をされて、例えば還付なりを受けても構いません。ただ、住民税につきましては、今までどおり所得として上げなくて分離課税でもいいですよということになります。そうすると、国民健康保険税については総合所得額が低くなって住民の方に有利となるという取り扱いについて、今回明記をされたということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

こういう取引する人が少ないなら少ないでいいんですけれども、ちょっと整理をしますと、今まではもう源泉徴収されていますので、何もせずにそのままで全く問題なかった。しかし、今回は、ここに書いてありますように明確化をするためにという改正が行われております。ということは、申告しなくてもいいんですけれども、所得税として申告する場合があります。所得税として、総合課税として。その場合、当然住民税も総合課税として申告するということが自動的になるわけです。しかし、この改正では、私が判断したところによれば、住民税の申告もする、そして所得税の申告もすることもできる、あるいは所得税だけ申

告をして住民税の申告はそのままにしておくということもできる。それをきちっと、今までは曖昧だったからそのように位置づけたんだと私は理解したんですけれども、そのような理解でいいんでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えします。

おおむねは議員おっしゃるとおりだと思います。繰り返しますけれど、今回の改正は納税者のメリットになるような方式をとれるということの改正でございます。納税者のメリットになる場合というのは、1つは上場株式等の配当所得について、所得税は総合所得、市・県民税は申告不要制度または申告分離課税を選択することで市民税等の税負担を抑えられるケース、もう一つは、所得税は申告分離課税で損益通算や繰越控除を利用する一方、住民税は申告不要制度を選択し、国民健康保険料等の増加を抑えられるケースがあると考えております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ちょっとじっくりきませんが、資料を見ますと、課税所得が9,000千円未満は所得税だけ申告をして住民税は申告しない。9,000千円以上になると何もしない、もう源泉徴収だけでして、所得税、あるいは住民税の申告もしないほうが一番得だということで、金額によって違います。それと、今住民の方が利益になると言われましたけれども、利益になる場合もあれば不利益になる場合もあるわけです。というのは、損益通算したほうがいい場合も当然出てきますし、そして何もないときに申告すれば、かえって税率が高くなる。例えば、住民税は最低でも10%、株式で源泉徴収されておけば住民税は5%で済む、何もしないほうがいいわけです。しかし、メリットを生かすためにわざわざ申告をして総合課税にする場合も当然あり得るわけです。私はそう理解しています。だから、その人のどちらが得かを選択して申告する、これが今度の改正だろうと思います。自動的に納税者の利益になると私は思っておりません。今回の改正で自動的に納税者は税金が少なくて済むということになるんですか。

○税務課長（堤 英利子君）

おっしゃるように自動的になるものではございません。申告の方法がございまして、納税者の方がどの申告を選択するか、そして、その中で所得税と住民税との申告方法を変えることを認めるという内容でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ですから、こういうふうになったということで、よそでは、今まで住民税の申告もできま

す。所得税の申告もできます。そうした申告、総合課税をした場合、先ほど言われましたように国民健康保険の所得にもプラスされる。申告しない場合は、これは全くプラスしないでいいわけです。ですから、何も知らずに申告すると、自動的に国民健康保険の場合は配当所得がプラスになる。何もしなければプラスにはならないと理解しています。それでいいんですか。

○税務課長（堤 英利子君）

はい、そのとおりです。

以上です。

○21番（森 茂生君）

ですから、よそのホームページを見てみますと、このように住民税も申告できます。所得税も今までと違って申告ができます。しかし、国民健康保険税の所得になりますから、あるいは今まで非課税だった人がそれを申告することによって所得がふえるわけです。非課税の方が課税されたりする。その場合もありますということを明確に書いてあります。ですから、八女市の場合もそこら辺の説明をしておかないと間違いが起きる。本人の、ああ、こういうはずじゃなかったというのが出てくる可能性があると思うわけです。ですから、申告した場合は国民健康保険の所得にプラスされますよというのは明確に説明をすべきではないのかなと私は思います。そういう説明はされるかどうか、そこら辺のところはどう考えておられるのか、お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

今までは、住民税の申告と所得税の申告は一致しておりましたが、それにしましても申告したものがいいものか、分離課税がいいものかという内容で住民の方はお尋ねに参られますので、こうだったらこうですよ、こうだったらこうですよということでお答えをしていたところでございます。

また、今改正によって住民税と所得税の申告を変えていいですよということになりましたので、その分についてはホームページ等を通じて住民の方に御案内をしたいと思っております。

以上です。

○21番（森 茂生君）

やっぱり変わったばかりで、そこら辺がなかなかこれは複雑で、何でこうまで複雑にするのかと思うぐらい、正直言って複雑になっていますので、ぜひそういう点は、やっぱり周知しなければ、ああ、こういうはずじゃなかったというのが私は出てくる可能性があると思いますし、よそのホームページを見ても、そこは誤解のないようにということでただし書きできちっと入れてありますので、そこら辺のところはよろしくお願いします。

もう一カ所、ちょっと間違いが起きる可能性がありますけれども、場合によっては住民税の申告をする、場合によってはその上に今度は所得税の申告をする、二重に申告をする場合が出てくるかと思います。そういう場合はありますか。

○税務課長（堤 英利子君）

出てくるかと思います。こちらのほうでも、所得税の申告をされた後に、遅くとも市民税の申告は納税通知書を送付する前までにしてくださいとしておりますので、それまでの間にそういう申告があればそちらを採用するということになります。

以上です。

○21番（森 茂生君）

済みません、ちょっと理解が悪くて。

所得税をしまえば所得税のほうが優先するんじゃないですか。所得税をする前に住民税の申告をしてやらないと、先ほど言いますように、所得税の申告をしまえば、それが優先されて総合課税になってしまう、私はこのように理解しています。その所得税の申告の前に住民税の申告を今度からきちっとした格好でされるようになったと私は理解しているんです。所得税の申告をした後でいいんですか、そこら辺を確認します。

○税務課長（堤 英利子君）

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをごらんいただいでよろしいでしょうか。

1ページの第33条の改正案というところに、第4項の上から2行目のところに「市民税の納税通知書が送達される時までに提出された」申告書をと書いておりますので、その間までに来た分については受け付けることとなっております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

ここが恐らく疑問が出てくるかなと思いますけれども、地方税法によりますと、確定申告をした場合、それが優先されて住民税を申告したものとみなすということになっています。地方税法の第45条の3、所得税の確定申告書が提出された場合は、確定申告を提出した日に住民税の申告書を提出したものとみなす。この場合、所得税の確定申告に記載された事項は住民税の申告に記載されたものとみなすですから、所得税の前に出してしまえば、後から出したのが優先しますので、所得税のほうが優先する、私はそのように理解しています。そこら辺、私の考えがおかしいのか、お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

議員おっしゃるとおり、ほとんどの、この部分以外についてはおっしゃるとおりだと思いますけど、この部分は今改正において、そういう所得税と違う申告の方法を市長のほうに提出すれば、それが納税通知書送達前であれば認めますよという改正でございます。

○21番（森 茂生君）

恐らくそうだろうと思います。今回がめったにない、今までと違ったのがここの要件だろうと思います。ですから、ここら辺をきちっと周知しないと、先ほど言いますように誤解が生じるのかなと私は思うわけです。当然、特別徴収の場合は5月いっぱい、普通徴収の場合は6月いっぱいまでに、その前にしなければいかんということだろうと思います。はい、わかりました。まだ時間ありますね。

軽自動車が厳しくなりますけれども、ここに不正の云々、軽自動車の不正な手段により国土交通省云々としてきますけれども、これは八女市にそういう工場があれば該当しますけれども、そういう工場がなかったら不正の云々という部分とは関係ないと理解してよろしいのでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

条例附則第16条の2の改正のことですが、こちらのほうにつきましては、昨年度、不正な手段によりまして、国土交通大臣の認定を受けた車に対してグリーン化特例で軽自動車税を安くしておりましたけど、その分が燃費の不正でございましたので、そうすると安くしていた分をお支払いいただかないといけないんですけど、その場合に今までは納税義務者の方、個人の所有者の方に請求をしなければなりませんでした。請求をした上で、ただし、この分は自動車メーカーのほうからお支払いになりますというような通知書を送って昨年度は対応したわけですけど、この改正では、こういう自動車メーカー等の不正が起きた場合は、その納税通知を納税義務者に送付することなく、その不正によって生じた不足分というのはそちらに請求ができますよという改正でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

例えば、八女市でそういう車が100台あったとしますならば、個人に不正の分を請求するじゃなく、直接その100台分をつくった側に請求できると理解してよろしいのでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

はい、そのような解釈でございます。

○21番（森 茂生君）

もう一点だけお尋ねします。

固定資産税の関係です。いわゆるわがまち特例ということだろうと思いますけれども、ここにちょっと資料を寄せてみましたら、家屋については価格の2分の1を参酌して3分の1以上、3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を課税するとなっていますけれども、ちょっと幅があります。恐らくこの範囲内なら八女市で自由に決めていいですよということだろうと思いますけれども、八女市の場合にはどのようにされるおつもりなのか、

お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

地方税法を参酌しまして、それぞれ2分の1を軽減することとしております。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

家屋については、価格の2分の1を参酌して3分の1以上、3分の2以下において市町村の条例で定める。3分の1以上と3分の2以下、この範囲内なら八女市で自由に定めていいですよということに私は理解したんですけども、違いますかね。

○税務課長（堤 英利子君）

おっしゃるとおり、わがまち特例というものは、課税標準について地方の現場で一定の幅を持って定めることができる特例でございます。その中で、八女市としましては地方税法と同じく2分の1を採用したということでございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

そしたら、償却資産についても同じでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

はい、条例に定めたとおり2分の1としております。

○21番（森 茂生君）

わざわざ幅を持たせてあるわけです。ですから、八女市の場合は固定資産税は超過税率ですよね。ですから、こういう場合は低い税率でもすることは可能だったはずですよ。ですから、その2分の1にした根拠は、どういうところから2分の1ということにされたのか、お尋ねします。

○税務課長（堤 英利子君）

市としましては、特別に庁内の会議とかで判断したわけではございませんけど、八女地区税協とかで近隣等にお尋ねして参酌させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○21番（森 茂生君）

私は、固定資産は超過税率ですので、一番低いのは3分の1ですかね、それでもできたはずだろうと思います。ですから、今後恐らくわがまち特例というのはいっぱい出てくるかと思えます。ですから、その場合、ただ単に一般的なものを該当させるじゃなくして、やっぱり慎重に考えられて税率は決めていただきたいと私は思うわけです。ですから、税務課だけで決められたということですけども、できればそういうのは皆さんできちっとした論議をして、どの税率にするのかということ是非常に重要な問題ですので、私はそうしていただき

たいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**税務課長（堤 英利子君）**

今後慎重に行っていきたいと思っております。

以上です。

○**21番（森 茂生君）**

終わります。

○**議長（川口誠二君）**

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（川口誠二君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（川口誠二君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（川口誠二君）**

全員賛成であります。よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第51号 八女市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○**11番（角田恵一君）**

1点だけ確認させていただきたいんですけど、先ほどの提案理由で1日最大給水量を1,000立方メートル増量したということでの変更ということですけど、給水人口が4万1,200人の条例を3万6,300人に4,900人減と。私、単純に考えるならば、給水量が1万1,000立方メートルふえた場合は給水人口もふえるんじゃないかと思ったわけで、その辺についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○**上下水道局長（溝上啓之君）**

お答えします。

変更前の4万1,200人につきましては、市町村合併前の旧八女市、旧立花町、旧上陽町に

において、平成6年度から15年度までの10年間の実績により計画給水人口を定めていたものを、八女市合併のときに上水道事業に統合した際に単純合算した値になっておりました。当時は旧八女市、旧立花町は第1次拡張事業が始まったばかりということもあり、このような計画給水人口となったものと考えております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

要は、今回の最大給水量をふやしても、現実的な人口にした場合がもう3万6,300人しか見込めないという考え方で、給水量はふえるけど給水人口は減ると。減らさなければならぬということ、県のほうの申請も含めて、こういう条件、極端に言えば給水人口は別に減らさなくても、そのまま置いておっても、最大給水量だけふやすということだけでも条例改正の必要があるのかなという思いもしておりますが、その辺はいかがですか。

○上下水道局長（溝上啓之君）

既に4月から1日最大給水量を1,000立方メートル増量しておりますが、県からは経営変更認可申請の早期の提出を求められております。この変更認可申請においては、計画給水人口の見直しも行うように指示があつておまして、現在の実績から算定しましたところ、今回の人口減となるものでございます。また、1人当たりの給水量の増加ということになりますけど、こちらにつきましては、主には公共下水道事業及び浄化槽整備事業、それらによりまして水洗化率が向上しております。そういうのを主な要因として、1人当たりの水量が増加しているものと判断しております。

以上でございます。

○11番（角田恵一君）

しつこいようですが、わざわざ対象給水人口を減らさなければならぬという県の指導というのも、ちょっとどうかなと思うし、指導というよりか、このままの形で人口減というのは間違いないという状況は理解しますが、合併当時のただ単純に合算した数字だと言われますけれども、やはり5,000人近い給水対象人口を減らすと。これから先、人口がふえる要素もあるかもしれませんし、そういった中で条例改正の必要があつたのかなと思いますが、これ以上どうだということはないと思いますけれども、いずれにしても、今後のそういう人口等も見きわめる場合については慎重にやっていただきたいということで、終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

全員賛成であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。
議案第52号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）を
議題といたします。
本案について質疑を行います。

○24番（松崎辰義君）

資料を見ますと非常に滞納が多いわけですが、特に121月以上で22件、これは全体の22%に当たります。それから、61月から120月が10件、合わせると76%。金額にしますと、121月以上が94,146,973円と、金額的には全体の81%。そして、61月から120月まで、この合計をしますと実に95%の金額がここにあるわけです。つまり、ここの滞納整理をどうしていくかが一番の課題だろうと思うわけですが、この特に長い滞納期間というものに対しての、また金額に対しての取り組み状況というのはどうされているのかをお伺いいたします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

住宅新築資金等貸付事業につきましては、昭和47年度から平成6年度まで、歴史的、社会的理由により生活環境などの向上、安定が阻害された地域の環境の整備改善を図るために、資金の貸し付けを行う地方公共団体に対し、国が必要な助成、補助率4分の1を行ったものでございます。

現在につきましては、債権の回収のみを行っております。この昭和47年度から平成6年度に事業が終了する長い期間の中で、生活環境、就業状況、年齢などそういうものが変わっていった中で、返済が滞ってきたということも一因にあるかと思っております。その中には、高齢者や低所得者など生活困窮者が非常に多い状況でございますが、債権の回収につきましては、文書等による納付指導や家庭訪問の実施により個々のケースに応じた対応を行っておりますのでございます。

債権回収につきましては、家庭訪問により1つつつ相談をしながら、借りたお金は返して

もらうということを前提に対応しておりますが、生活権を保障することも必要と考えております。

平成29年度3月末現在で、滞納件数42件33名、滞納金額115,571,862円でございますが、平成27年度と比較しますとマイナス6件、マイナス4名、滞納金額マイナス27,607,699円となっております。平成28年度につきましては、権利の放棄4件2名の承認をいただき、うち2件につきましては、国の住宅新築資金等償還推進助成事業の補助対象として処理を行いました。また、償還完了をされたケースが2件2名でございます。平成28年度につきましては、滞納関係者に対しまして延べ58回の家庭訪問を行いました。ある一定の実績は残せたものと思っております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

一定の成果は残せたということですが、特に今までは文書、電話、そして家庭訪問と言われておりましたが、今回家庭訪問を、今言われた中では58回行ったということです。件数としては42件33名の方が滞納となっておりますので、この全ての方を訪問し、実際の状況を把握してきたということになるわけでしょうか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

家庭訪問につきましては、継続的に納付をされているケースが6件5名、28年度から納付を開始されているケースが2件2名、29年度より納付開始されているケースが6件4名でございます。基本的には、この29年度までに1年間滞納があった世帯について基本的に家庭訪問を行っています。件数につきましては、34件30名でございます。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

問題は、全部はやっていないということですが、30名ということは残り3名はやっていないと。3名が家庭訪問できなかった原因が何かあるのでしょうか。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

滞納者の中にも継続的に納付をされている方がおられますので、継続的に納付をされている世帯については、家庭訪問は前年度につきましては行っておりません。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

わかりました。滞納されている方をやっているわけで、ただ滞納状況の中に33名というのがありましたので、そこを伺ったわけですが、きちんと納付されている方はやっていないということですので、そこについては了解をするところです。

昨年もございましたけれども、財産の放棄ということでお伺いしたところ、住宅新築資金

等償還推進助成事業、こういうものの中でそういうことがなされてきたと。これは非常にいい制度ではないかなと思うところですが、昨年、記憶によりますと2件だけだったと思いますが、以前にもこの制度の中で償還がされたとっておりますけれども、この制度を使って、また、いつから施行されて、現在まで何件こういうものが償還をされてきたのか、それから、今後この制度をどのように活用していこうと考えてあるのか、その点お伺いいたします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

償還推進助成事業につきましては、住宅新築資金等貸付事業の実施に伴い生ずる市町村の償還事務に係る事務負担金の軽減や回収困難ケースの財政負担を軽減することを目的として、県が市町村に助成を行い、国がその経費の一部を助成する内容で、国と県費4分の3補助でございます。

住宅新築資金等貸付事業の実施に伴い、貸した責任は行政にあります。制度的にバックアップした国にも責任があるということで、平成4年度から施行をされている事業でございます。八女市では、この間9件5名の活用を行っています。26年度が自己破産免責1件1名、抵当権による競売2件1名、27年度が生活保護2件1名、生活保護に準ずる収入2件1名、28年度が本人死亡、行政執行取立額との差額2件1名、合計9件5名の活用を行っております。

29年度の債権の回収の取り組みについてでございますが、29年度も積極的に家庭訪問を行う予定でございます。債権者の生活状況や連帯保証人関係とかを考慮しながら、それぞれのケースに応じた納付指導の強化を行うとともに、納付が困難と判断されたケースにつきましては、償還推進助成事業の活用について県の住宅計画課との協議を随時進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午前11時 休憩

午前11時 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○24番（松崎辰義君）

昨年度と比較をしますと、償還計画累計額は若干ふえているかなと思いますが、収入状況、収入率は減っているのではないかと、これについてどのようにお考えか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

平成27年度との比較につきましては、償還率が2.86%の増でございます。収入率は0.37%の減となっておりますが、平成27年度につきましては、償還助成事業の補助対象として4件2名の強制執行取立額を含んでいるものでございます。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

27年度の事業の関係だということですが、また資料を見ますと、本人死亡という中で、以前も申し上げましたが、本人死亡だけではわからないということで今回きちんとつけておられますけれども、その中で見ますと、本人死亡による相続人・保証人滞納理由として、転退職による収入減が21件の14名、それから原因別の滞納状況を見ましても、本人死亡以外では、やっぱり定年退職による収入減、これが非常に多いと。生活を脅かしてまでという分にはなかなかないだろうと思いますけれども、でも、やっぱりここをどうするかが非常に大事なところだろうと思っております。

ですから、今言われるように、さっきお尋ねした中で、そこら辺の滞納状況の方をきちんと家庭訪問して、家庭の状況も見ながらどう返済していただけるのか、その返済計画をやっぱりきちんとつくっていくことで、そういった返済をしていただく状況をつくる必要が今後あるのではないかと思うわけですが、その点は今後どのようにお考えなのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

原因別滞納状況につきましては42件33名でございますが、今年度の家庭訪問の計画につきましては、この状況の詳細でございますが、継続して納付されているケースについてが6件5名、28年度より納付開始をいただきましたケースが2件2名、29年度より納付開始をされているケースにつきましては6件4名、29年度より納付予定というケースが10件8名、また就労後に納付予定との申し入れが2件1名、継続協議が10件7名、破産手続中が1件1名、償還助成事業手続中が1件1名、また償還助成事業検討中のケースが4件4名、合計42件33名でございます。

本人死亡による相続人及び保証人の計画でございますが、この人数の合計が18名でございます。そのうち、相続人18名、保証人14名の債務者に対して今年度の家庭訪問を計画いたしております。平成28年度同様、家庭訪問により債務者の生活困窮とかを考慮しながら、相手と十分に協議を行い回収に努め、償還推進助成事業の活用も図りたいと考えております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

今まで以上にきちんと状況を把握してあるなと思うわけですが、やっぱりその状況をきちんと把握しながら進めていくことが一番返済につながるかと思っておりますが、本人死亡による相続人・保証人滞納理由の中に、その他というのが2件2名ありますが、このその他というのはどういう内容なのか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

その他の詳細につきましては、償還推進助成事業の活用を図っている2件2名でございます。そのうち、助成事業について事務を進めているケースが1件で、滞納関係者の状況を調査するなどの前準備段階のケースが1件でございます。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

それとあわせて、以前からも申し上げてきましたように、国に対しても、やっぱりこういう制度を国がある意味地方に押しつけてきたということでは、国の責任も当然あるんだから、その旨やっぱり国に対しての責任という部分で、国に対しての協力要請といいますか、そういったものを行ってほしいと言ってきたところですが、その一つが助成制度かなと思いますけれども、今見ますと、そこの中でも生活保護になれば当然返すことがなかなかできないということで、そういう制度にもよるかと思いますが、いろんなことによる収入源というのが、今後そこら辺の一つの対応といいますか、非常に重要になってくる部分ではないかと思うわけですが、こういうものに対して、さらにハードルを低くといいますか、そういったものについての国への要望なり、そういったものは何かされているのかどうか、お願いします。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

国は、先ほども申し上げましたとおり、貸付金償還事務の適正化を図るために、償還推進助成事業という制度を平成4年度に創立いたしております。

この国の具体的な推進助成事業要件の緩和につきましては、連帯保証人死亡の場合、法的にはその相続人にも義務がありますが、保証人については本人限りということで、運用により国が一定求めており、御本人一代ということになっております。

国や県への要望につきましては、県が主催をいたします法律相談会が年2件、担当者研修会が年3件開催をされています。その中で、償還推進助成運用基準及び取り扱い留意事項などについて要望や改善があれば協議を行い、この制度を活用していきたいと思っております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

そういう会議の中で要望は行っているということですので、やっぱり今後残ってくるのが

そういう部分だろうと思うわけです。なかなか返したくても返せない、その実態が、やっぱりそういうものもあるのではないかと。ところが、やっぱり借りたものは返していただくというのが大原則ですから、どう返してもらえるのか、それを行政も一緒に考えていかなければならない時期に来ているのではないかなと思うわけですから、そういう部分の実態を明らかにしながら国に要望を上げていき、そういったハードルを低くすることでそういう助成事業にのるように、こういうことが国の一つの大事な対策ではないかなと思うわけですから、こういうものを地方から上げていかないとなかなか国はやってくれないと思いますので、その点は今後もぜひ実態を突きつけながら強く要望をしていただきたいと思いますというわけです。

この返済事業が大体平成33年度で終了すると聞いております。あと4年です。それまでに、とてもじゃないけれども、これが全部完納できるとは思えないわけですが、この制度は平成33年になればこれは市の負債として抱えなければならないのか、今後どのような対応になっていくのか、もしわかればお願いしたいと思います。

○人権・同和政策課長（城後徳博君）

お答えいたします。

国は起債の償還、精算が終わっていない限り、特別会計で管理するように指導をしております。特別会計として平成33年度までは必要であろうと思っております。

筑後地区内では、償還が終わった段階で特別会計を閉じて一般会計で債権回収を行っているところもあるようですが、昨年2月に開催された県の担当者研修会の中では、終了後も特別会計で管理していただきたいと。その理由といたしましては、償還推進助成事業申請ができなくなるためとの説明を受けております。

今後、八女市がどういう形で業務に携わるかというのはまだ協議に入っていない状況でございしますが、所管が国土交通省所管でありますので、そちらのほうから指導等があればそれに従う形になると思っております。

以上です。

○24番（松崎辰義君）

まだ決まってははいないようではございますけれども、国のほうとしては、さっき言われました今後も特別会計でとなれば、今後も引き続きそういう形での返済ということができるとは思っているところではございますけれども、ぜひそういうものを続けながら完全に回収をしていく、このことがやっぱり今一番必要ではないかと思っておりますし、先ほど来、質問する中で、家庭訪問の中でかなり一件一件の事情というものも把握されております。そういうところを今後さらに進めながら、どう返済をしていただくか、これが重要なところになると思っておりますので、なお一層の返済計画、そういったものをお互いに出しながら進めていただくよう希望して、質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○24番（松崎辰義君）

私は、議案第52号 平成29年度八女市住宅新築資金等貸付事業費特別会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論を行います。

質問でも明らかになりましたように、今までよりもかなり実態をつかみながら進めておられるところは非常に評価をするところですが、先ほど来、話があったように、継続協議、これが10件7名の方がおられるということでは、まだまだ問題を残しているのではないかなと思えるわけです。それをどう今後踏み込んでいくか、また本人、そして国なりに要請をしながらどう解決していくかが一つの課題になるかと思うところですが、なかなかそれがあと一歩が進んでいない状況だと考え、反対の討論といたします。

○議長（川口誠二君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川口誠二君）

起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で議案の審議を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これにて平成29年第2回八女市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 川 口 誠 二

八女市議会議員 服 部 良 一

八女市議会議員 吉 田 達 志